

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和 7 年 3 月 7 日

全国健康保険協会兵庫支部

支部長 多田 雅史

1 調達内容

(1) 調達案件名

令和 7 年度納入告知書同封リーフレットの印刷業務委託

(2) 調達案件の仕様等

仕様書による。

(3) 履行期限

令和 8 年 4 月 30 日

(4) 納品場所

仕様書による。

(5) 入札方法

単価にて入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、税抜額を入札書に記載すること。

2 競争参加資格

- (1) 全国健康保険協会会計細則第 30 条及び第 31 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和 4、5、6 年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一参加資格）「物品の製造」のいずれかの等級に格付けされ、近畿地域の競争参加資格を有する者であること。
- (3) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (4) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (5) 当該案件を確実に履行できると認められる者であること。
- (6) 全国健康保険協会から業務等に関し競争参加資格停止措置を受けている期間中でないこと。
- (7) 厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の適用を受けている者にあつては、直近 1 年間について保険料に未納がない者、健康保険組合等の適用を受けている者にあつては、直近 1 年間について厚生年金保険料に未納がない者であること。また、厚生年金保険の適用を受けない場合は、事業主が直近 1 年間について国民年金の未加入及び国民年金保険料の未納がない者であること。
- (8) 損害賠償請求を全国健康保険協会から受けていない者であること。
- (9) 「全国健康保険協会の役職員であつた者の再就職に関する調書」を提出する者であること。
- (10) 「暴力団等排除の誓約書」を提出する者であること。
- (11) 「談合防止に関する誓約書」を提出する者であること。
- (12) 全国健康保険協会の予算は、厚生労働大臣の認可を受ける事とされているため、認可が受けられない時は履行期間等の変更又は契約不成立があり得ることを了承する者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒651-8512

神戸市中央区磯上通 7-1-5 三宮プラザ EAST

全国健康保険協会兵庫支部

総務グループ 担当 山手（契約に関すること）

企画グループ 担当 水本・茨木（仕様に関すること）

電話 078-252-8709

※交付は郵送とする。競争参加者は電話にて交付依頼を行うこと。

- (2) 入札書の受領期限等

期 限 令和 7 年 3 月 24 日 12 時 00 分

提出場所 上記 3 (1) と同じ

提出方法 直接提出（持参）または郵送（書留等）とする。

郵送の場合は、担当者宛て親展にて、上記 3 (3) の期限までに必着すること。

- (3) 開札の日時及び場所

日 時 令和 7 年 3 月 25 日 10 時 30 分

場 所 全国健康保険協会兵庫支部 1 階ミーティングルーム

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

- (2) 入札保証金及び契約保証金

全額免除とする。

- (3) 入札者に要求される事項

この一般競争に参加を希望する者は、入札書及び競争参加資格に関する証明書等（上記 2. (2) (7) (9) (10) (11)）を上記 3. (1) 宛に令和 7 年 3 月 24 日 12 時 00 分までに提出しなければならない。

入札者は、開札日の前日までの間において、入札担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

- (4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書、その他入札の条件に違反した入札は無効とする。

- (5) 契約書作成の要否 要

- (6) 落札者の決定方法

本公告に示した業務を履行できると全国健康保険協会兵庫支部長が判断した資料を添付して入札書を提出した入札者であって、全国健康保険協会会計規程第 32 条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

- (7) 手続きにおける交渉の有無 無

- (8) 詳細は入札説明書による。